県下大学・短大間の単位互換に伴う教養教育の取扱い

（平成16年　4月26日　教務委員会決定）
最終改正：令和　6年　3月17日

Ⅰ．本学学生が他大学・短大の科目を履修する場合の取扱い

1．他大学・短大の提供科目を専門教育科目とするか教養教育科目とするかは，提供大学が作成するシラバスの「専門・教養の別」欄による。なお，「専門教育であっても教養教育として受講可」とある場合でも，原則として「専門・教養の別」欄による。
2．教養教育科目として取り扱う場合，提供大学・短大のどの科目を本学のどの科目区分の科目とするかは，シラバス記載の「科目区分」欄や「科目内容」欄等を参考に，該当する科目別小委員会が立案し，教養教育実施専門部会で選定の上，教務委員会が決定する。
3．教養教育として取扱う科目については，教務委員会（教養教育事務室）が窓口となり，全学部とも統一的な取り扱いを行う。（専門教育科目については，各学部で取扱う。）なお，応募多数の場合の選考は，提供大学で行う。
4．単位互換制度により登録した授業科目の単位は履修科目の登録の上限の単位数に含めるものとする。（コーディネート科目を除く。）
5．他大学・短大で修得した教養教育に係る科目の単位は，長崎大学教養教育履修規程第21条第2項及び長崎大学における夜間主コースの教養教育の履修に関する規程第14条の2第2項の規定に基づき取り扱う。
6．他大学・短大で修得した科目は，本学の科目名称に読み替えることなく，相手大学の科目名称・単位数を用い，成績の評語は「認」として表示する。
ただし，外国語科目については，本学の所定の授業科目及び単位数に読み替えを行う。

Ⅱ．他大学・短大の学生が，本学の教養教育科目を履修する場合の取扱い

1．提供可能科目として提出した科目にあっては，授業担当者がシラバス作成時（単位互換用シラバスの作成も必要）に提供の有無と受入可能学生数を最終判断する。
2．受入可能学生数を超過した授業科目にあっては，受講申込時の志望理由等を参考に，授業担当者が早急に受講許可者を選考する。
3．他大学・短大の学生の受講者名簿・成績記入表は，電算処理しない。
4．他大学・短大の学生の成績評価は，本学教養教育の評価基準・評語で実施するが，100 点満点の素点も合わせて表示する。

Ⅲ．本学が他大学・短大へ提供する教養教育科目の取扱い

1　教養教育の授業科目のうち，以下の科目を除いた科目を提供可能科目とする。
(1) 必修科目
(2) 留学生用科目
(3) 非常勤講師担当の科目
2　提供可能科目であっても，担当者が提供不可能と判断した場合は提供しない。

附　則

1　この取扱いは，令和7年4月1日から施行する。